

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)

目 次

◇ 告 示

土地改良事業の認可申請の適否の決定（三件）（農村整備課）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（三件）（〃）

保安林の指定の解除予定（造林課）

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定（水産課）

県道の区域の決定（道路課）

県道の供用の開始（〃）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞（防犯少年課）

◇ 公安告示

告 示

鳥取県告示第六百七十九号

久米土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）椋波地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市越殿町一四〇九久米土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十号

久米土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）般若地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と

決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市越殿町一四〇九久米土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十一号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）国分寺地区農業用排水と農道整備を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十二号

日南町が行う土地改良事業に係る花口（下花口）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十三号

日野町が行う土地改良事業に係る久住地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十四号

江府町が行う土地改良事業に係る美用地区美用工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市森字岡平五四六の二、五四六の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百八十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係

る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
泊加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第六百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十三年七月十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
杉下倉吉線	東伯郡大栄町大字上種字外林五九二 ―四地先から同大字字圓山坂ノ下モ 六〇二地先まで	一一・〇 四三・五	七四九・〇

鳥取県告示第六百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和六十三年七月十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
杉下倉吉線	東伯郡大栄町大字上種字外林五九二一―四地先から同大字字園山坂ノ下モ六〇二地先まで	昭和六十三年七月十九日

鳥取県告示第六百八十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年七月一日 鳥取県指令受都計第七十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市吉岡字浦木前西
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市吉岡三〇―二
南場千尋

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十三年七月十九日

鳥取県公安委員長 秋 久 勲

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十三年七月二十七日 午前十一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎

七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

倉吉市八屋二〇三―二

山下年子